

「総合福祉センター(仮称)」

に関する 政策提言書



令和7年6月20日

滝沢市議会 環境厚生常任委員会

< 目 次 >

1	検討テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・	P	1
2	解決すべき課題・・・・・・・・・・	P	1
	(1) 現状（課題の背景）		
	(2) これまでの取組		
	(3) 取組に対する評価		
3	提言する政策		
	(1) 概要・・・・・・・・・・・・・・・・	P	1
	(2) 着目した項目の抽出・・・・・・・・	P	4
	(3) 提言する項目の選定・・・・・・・・	P	6
	(4) 提 言・・・・・・・・・・・・・・・・	P	7

1 検討テーマ

総合福祉センター（仮称）について

2 解決すべき課題

（１）現状（課題の背景）

総合福祉センターとは、高齢者も若者も、障がいのある方もない方も、共に暮らし、共に生活をする地域社会を目指し、市民全体の交流の場としての機能を併せ持つ施設です。高齢者、身体障害者、児童、母子、父子などの福祉関係者や福祉団体に各種の福祉サービスや活動の場を提供するもので、児童センター、心配ごと相談、身体障害者更生相談、高齢者講座、介護予防事業などがあげられます。

総合福祉センターは県内 14 市のうち本市のみ立地されていませんが、本市は滝沢市市民福祉センター（以下「市民福祉センター」という。）を中心として対応しています。しかしながら、福祉サービスの内容、そのサービスを提供するための資源など、先進事例の調査や市民の声から、市民福祉センターの機能について、福祉サービスの改善、補充することが本市の課題であると捉えています。

なお、本提言書で想定する福祉サービスは、子ども・子育て支援、ボランティア活動も含む地域活動支援及び相談体制です。

（２）これまでの取組

本市の福祉サービスに関わる改善、補充について、地域住民がいつでも気軽に集い、住民同士の結びつきを深めるなかで、活動が展開できる地域福祉活動拠点の確保を目的とした陳情書が、平成 23 年 1 月に続いて、令和 4 年 6 月にも提示され、本委員会で慎重に審査した結果、福祉サービスの活動に必要な施設面積や仕様が不明なために事業費算定も困難な内容であったことなどの要因により、議会で不採択となりました。

（３）取組に対する評価

令和 4 年 6 月の陳情書は議会で不採択となりましたが、本市にとって必要な福祉サービスを模索し、それに対する市民の声や先進事例を参考にして、具現性の高い形を構築することが重要と考え、次のステップとして、議会からの政策提言の必要性が高い事業であると評価しました。

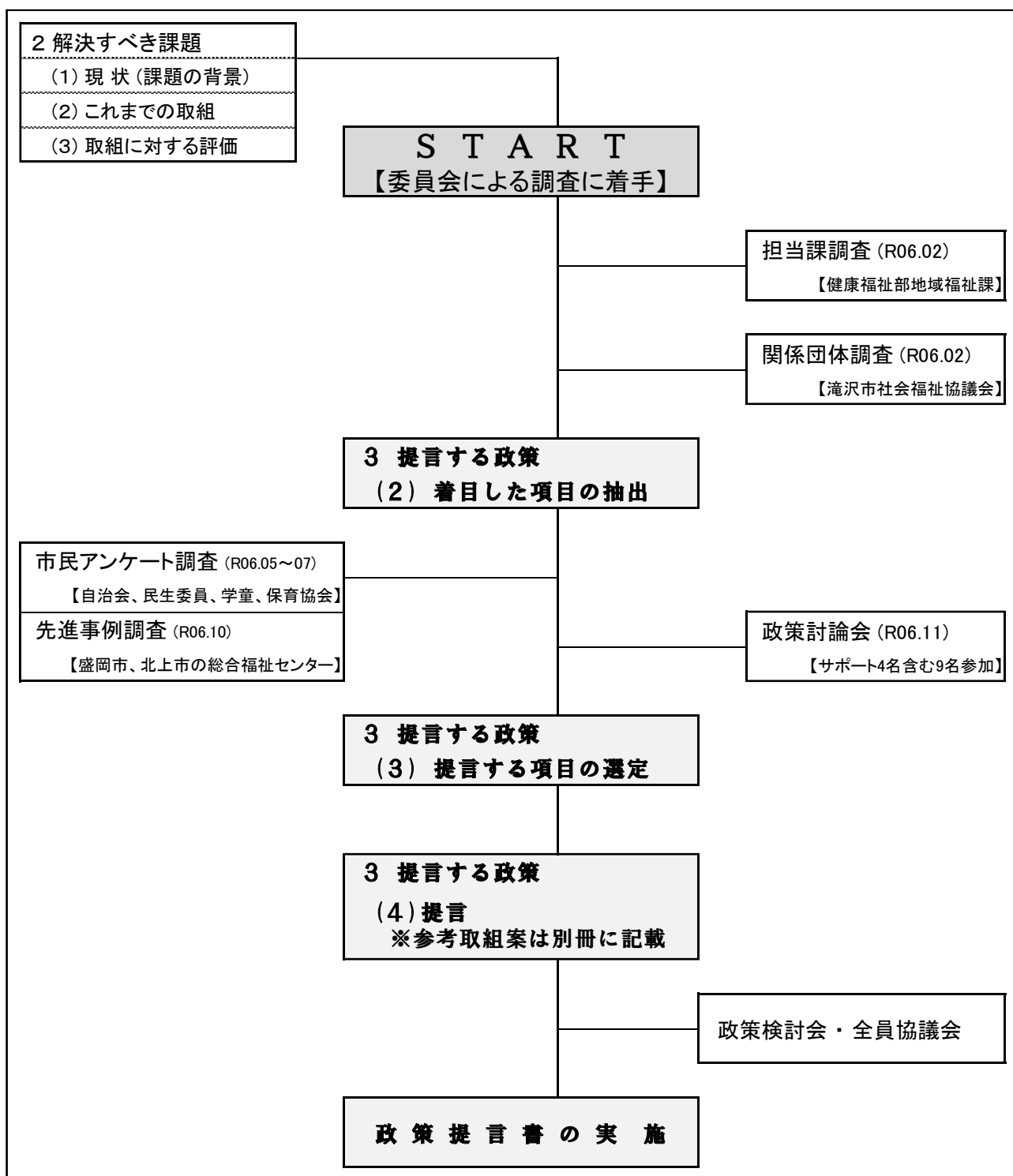
3 提言する政策

（１）概要

子ども、高齢者、障がい者だけでなく、全ての市民が安心して生活できるよう、共に暮らし、共に生きる地域社会を目指し、市民全体の交流の場とし

ての機能を担保するため、本提言書にあたり担当課の事務調査、関係団体の意見聴取、市民へのアンケート調査、他市先進事例の視察及び関係市民や団体との政策討論会等、様々な調査手法を用い、課題等の論点を整理しました。

そして、その結果について、子ども・子育て支援、ボランティア活動も含めた地域活動支援及び相談体制の3項目、さらに詳細な8つの項目を抽出し、現状と課題、その解決に向けた取組等に更なる検討を加え、図－1に示すフローに沿って、6項目について政策提言します。



※ 上記記載の数値は、本書の目次で提示した「章」、「節」です。

図－1 政策提言へのフロー

(2) 着目した項目の抽出

本市は、市民に親しまれる施設となるため、平成28年12月1日に滝沢市老人福祉センターから「滝沢市市民福祉センター」に名称のみ改めました。活動内容等に変更はなく、子ども・子育て支援、地域活動支援及び相談支援を実施しています。

また、岩手県では、児童から高齢者に至るまで地域住民の福祉や生活の維持向上の場、そして、以下に示す4つの事業内容を考慮した幅広く利用される施設として、「総合福祉センター」を提示しています。

- ・児童相談所や身体障害者更正相談所の行う巡回相談、国民年金委員等による年金相談、民生委員による心配ごと相談、児童福祉司又は児童委員による相談等の活動の場の提供
- ・ボランティア活動等地域の福祉活動の場の提供
- ・教養、文化、レクリエーション、クラブ活動等の場の提供
- ・研修、会議、福祉バザー等の場の提供

本提言書では、以上を踏まえ、さらには様々な調査を踏まえ、図-2に示す3項目（子ども・子育て支援、ボランティア活動も含めた地域活動支援及び相談支援）、さらに詳細な8つの項目を抽出しました。

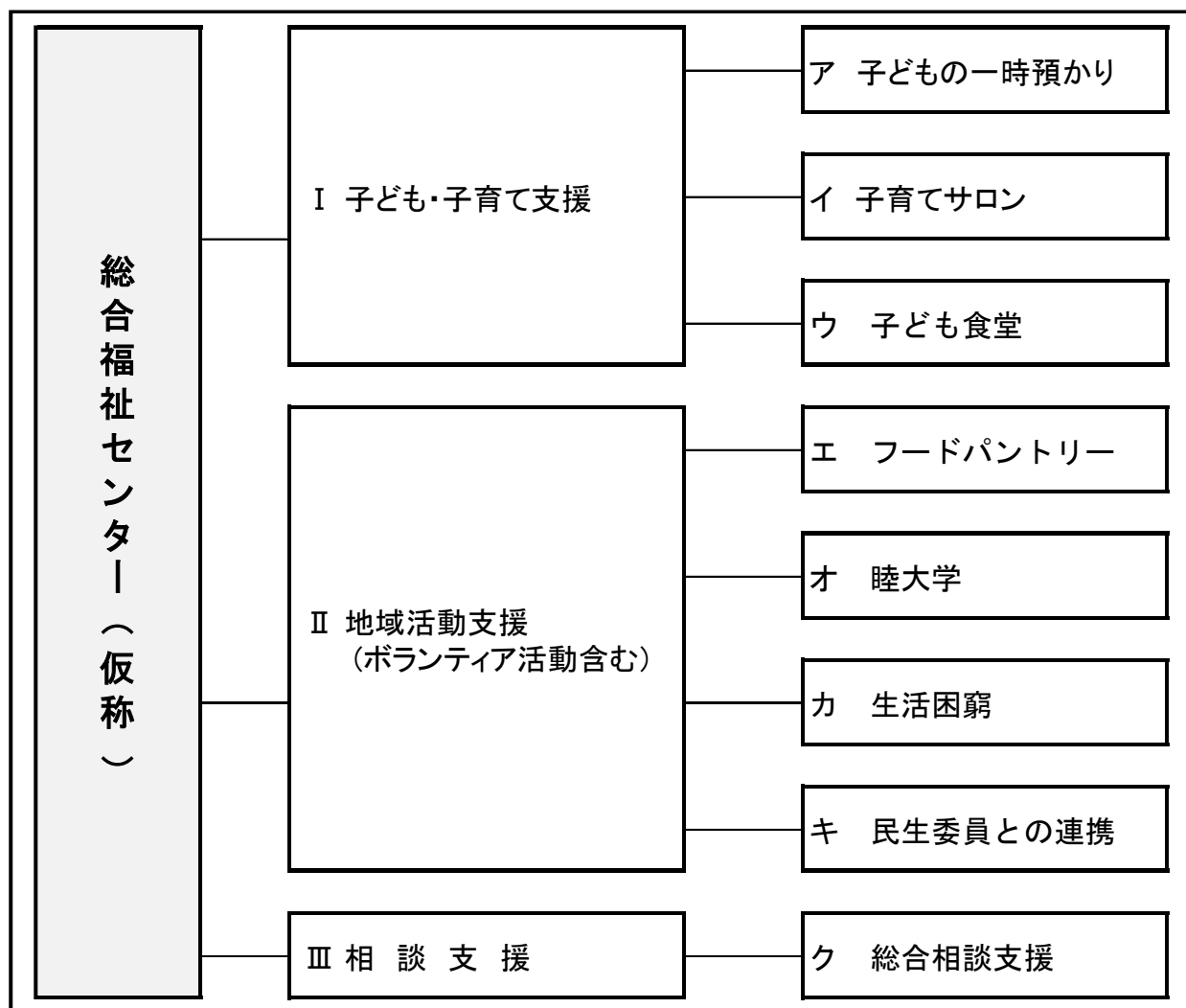


図-2 着目した事項

ア 子どもの一時預かり

子どもの一時預かりとは、保護者が出産、病気、冠婚葬祭、通院、習い事、買い物、美容院及び育児による心理的・身体的負担等の様々な理由により、一時的に家庭で子どもの保育が困難になった場合に、保育所やその他の場所で一時的に短時間、子どもを預かるものです。

イ 子育てサロン

子育てサロンは、子育てをしている保護者やその子どもが同じような仲間と交流できる憩いの場です。

本市では、自由に子どもを遊ばせながら、ほかの保護者の方とのおしゃべりや情報交換、地域の子育てサロンサポーターとの会話や悩み相談ができる「子育てサロン チャチャチャ」を滝沢市社会福祉協議会が南部地区で月 2 回、中部地区と北部地区で月 1 回開催しています。

ウ 子ども食堂

子ども食堂は、子どもが一人でも行くことのできる無料又は低額の食堂だけではなく、子どもやその保護者、地域住民に対し、レシピ作りから調理、さらには宿題や遊びながら、みんなで楽しく交流を深める居場所を届けることを目的としたものです。

本市では、子ども食堂モグモグ、フリースペースたきざわスポラの 2 か所で運営されています。

エ フードパントリー

フードパントリーは、経済的困難を抱える人たちを支援するため食材を無料配付する活動であり、食品ロスの削減にも貢献できる活動です。

これに対し、緊急食料支援システムの一つであるフードバンクとは、個人や企業から寄付された食料をフードパントリーや福祉団体などに提供する仲介組織であり、本市では N P O 法人フードバンク岩手が運営、滝沢市社会福祉協議会との連携で市内の相談受付や配付を実施しています。

なお、フードバンクポストについては、市役所正面玄関前、ビッグルーフ滝沢、市民福祉センター及び滝沢ふるさと交流館等に設置しています。

オ 睦大学

市民福祉センターが開設する睦大学は、楽しく学習して元気にいきいき暮らすため、学習を通して仲間の輪を広げ、そして学習の成果を社会に生かすこと等を目的とし、年 6 回の教養講座（健康、音楽、生活等について、滝沢ふるさと交流館で午前の 2 時間程度）、民謡、ペン習字など、28 の趣味の教室（毎週月・水・金、午前の 2 時間程度）を開催しています。

本市は、誰でも利用可能な福祉バスを 3 路線で運行しており、1 号車は春子谷地から市役所まで約 1 時間 20 分、2 号車は運転免許センターから市役所まで約 1 時間 30 分、3 号車は柳沢地区コミュニティセンターから市役所まで約 1 時間 30 分です。利用料金は、中学生以上 200 円、睦大学の開催に合わせて毎週月・金曜日で 1 日 1 往復しています。また、市役所で乗り換えをすることで、滝沢ふるさと交流館や市多目的研修センターへ行くことができます。

カ 生活困窮

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、これまでの制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者等に対し、相談や支援などを実施することで、問題解決を図ることが目的です。

本市においては、生活保護を受給していないものの、現に経済的に困窮している方に対し、相談窓口において個々の状況に合わせた個別の支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、課題の解決を図る手伝いをしています。

キ 民生委員との連携

児童福祉法第16条第2項に基づき児童委員を兼ねるとされている民生委員は、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、そして社会福祉の増進に努める社会奉仕者で、関連法規に準拠し、以下に示す職務を担当します。

- ・住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと。
- ・援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ・援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ・社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

ク 総合相談支援

滝沢市社会福祉協議会は、安心して生活できる地域をつくり、市民からの相談に的確に対応するための、以下に示す各種相談所を開設しています。

・くらしの相談所

相談員（民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員）が、日常生活上の悩みや心配ごとなどを対象とし、毎月第2・第4火曜日、市民福祉センターで行っています。

・法律相談

相談員（弁護士）が、財産問題、債務問題、離婚問題、その他生活上のトラブルなどを対象とし、毎月第1・第3火曜日、市民福祉センターで行っています。

・相続・登記相談

相談員（司法書士）が、相続・登記に関する問題などを対象とし、毎月第2木曜日、市民福祉センターで行っています。

（3）提言する項目の選定

上記で示した8つの着目した項目から、市民を対象としたアンケートを実施し、その調査の結果を踏まえ、政策提言を行う項目として、表－1に示す6項目を選定します。

表－１ 政策提言を行う項目

項 目	市民アンケート調査から把握した主な考察	政策提言する項目
ア 子どもの一時預かり	殆どは親族が預かっている状況下、過半数の保護者が子どもを預けたいと思ってる	○
イ 子育てサロン	就労している保護者にとって、参加が困難な活動	✕
ウ 子ども食堂	活動内容の周知不足が確認された一方、過半数の市民が興味を示している	○
エ フードパントリー	食材提供や配付活動に協力したい多くの市民が確認された	○
オ 睦大学	楽しく、元気にいきいき暮らすために重要な活動であり、更なる改善が必要である	○
カ 生活困窮	気軽に相談できる体制構築が重要であるが、国レベルの対応が重要である	✕
キ 民生委員との連携	市民の福祉増進に不可欠であり、そのための情報提供や体質の改善が重要	○
ク 総合相談支援	市民が安心して生活できる地域を作るため、重要な支援である	○

（４）提言

本提言書は、先進事例の調査や市民の声から、更なる改善と補充することを重要事項として捉え、今後において具体的な検討が市議会及び関係機関等を交えて行われること、さらには市が進める後期基本計画の策定に資する議論が行われることを目的とし、「６項目（１４事項）を考慮した、滝沢市総合福祉センターの構築」について提言します。

なお、表－２に提言項目の総括、項目それぞれの具体的内容について、以下に記載します。

表－２ 政策提言の総括

項 目	提 言	
① 子どもの一時預かり	(1)	関係形成を基盤に支援の質を向上させる関係構築と専門性を高める学びの機会づくり
	(2)	自治会との協働による提供者の確保
② 子ども食堂	(1)	公民館等の活用、水道光熱費の無償提供
	(2)	人的資源の紹介も含む衛生指導の推進
	(3)	自治会との協働体制構築
	(4)	フードパントリーも含めた食材無償提供に関わる対応の推進
③ フードパントリー	(1)	多種多様な立場の市民がフードパントリー運営に関わる関係構築
	(2)	地域における困窮者支援のハブ機能を担うフードパントリーの構築
④ 睦大学	(1)	各地域の公民館等を活用した分散開催を具現化できる物的資源の模索
	(2)	スマホアプリを活用したAIオンデマンド型の自治体ライドシェアについて調査研究すること
⑤ 民生委員との連携	(1)	気象や地理的条件及び私的活動等に影響されない情報ツールを活用する体制構築
	(2)	活動範囲や協力範囲を曖昧にしないで、地域住民や学生との協働体制
⑥ 総合相談支援	(1)	市民の願いや課題把握に重点を置いた体制構築
	(2)	市民目線に沿った体制

《提言》

① 子どもの一時預かり

子どもの預け先として同居または近所に住む親族に頼っている現状や、高齢化が進む中で将来的に親族に頼れないことが想定されます。また、利用しやすい手続きや利用しやすい施設の拡大及び利用できる施設の更なる活動等が、本市にとって重要であると認識しています。

その観点から、子ども・子育て支援法第59条に規定される地域子ども・子育て支援事業（13事業）のうち、滝沢市社会福祉協議会に委託するファミリー・サポート・センター事業について、以下に示す現状の取組内容に付加する事項を提言します。

- (1) 調査結果から、単発的利用より定期的な継続的利用希望が多いと推測されるため、子どもを預かる回数や時間が多くなる可能性があり、支援者として子どもへの理解が十分に必要とされるところと考えます。そのため、依頼会員と提供会員の関係構築は特に重要であり、支援の質を向上させる関係形成の基盤構築、専門性を高める学びの機会づくり等が、本市にとって重要なことと考えます。
- (2) 相互援助活動の1つとして、地域の支え合いの仕組みづくりを目指しつつも、待機児童対策の狭間を支えるという面でも高いニーズがあるものと想定されます。しかしながら現状は、依頼会員の数に対する提供会員の数の少なさが顕著であることから、活動継続の意欲を失う事態を回避させる条件として、有償ボランティアという立場、徒歩圏内等に合致した条件等が補完しやすい、自治会との協働による提供者の確保が重要と考えます。

② 子ども食堂

子ども食堂は、生活に困窮している子どもや保護者だけでなく、地域の高齢者なども参加して一緒に食事をするなどのユニバーサルな取組であり、人が集まる地域住民のコミュニケーションの場としての機能等が期待されています。よって、滝沢市社会福祉協議会が助成する市内の活動状況に対し、以下に示す事項を提言します。

- (1) 子ども食堂運営団体を増やすには、適した場所を確保するのが難しいという課題があることから、各自治会が管理している公民館等の活用、水道光熱費の無償提供を推進することが必要であると考えます。
- (2) 定期的な洗浄設備、衛生環境のチェックが必須と考えますが、厳しいチェックが行われないことも想定されるため、人的資源の確保も含む衛生指導の推進を図ることが必要と考えます。
- (3) ボランティアスタッフに頼っている現況に対し、人的資源確保の観点から、地域、特に自治会との協働体制構築が重要と考えます。
- (4) 子ども食堂の運営費は、ほとんどが寄付、開催者の自己負担等で運営されている現況に対し、フードパントリーも含めた食材無償提供の仕組みを推進することが重要と考えます。

③ フードパントリー

食材を配付する際に、持続的な支援や相談窓口を網羅した情報提供も加味したフードパントリーを本市でも構築、活動させる検討が重要と考えます。そのため、滝沢市社会福祉協議会が行っている取組に対し、市民参加を促すためにも、以下に示す事項を提言します。

- (1) ただ食品を配付するだけの活動ではなく、子どもの就学に関わる経済的不安、食事の提供及び家事や介護に関する不安など、様々な相談に対応することもできるフードパントリーを目指すため、滝沢市社会福祉協議会以外に、自治会、市内の大学生や高校生、さらには企業・団体など、多種多様な立場の市民がフードパントリー運営に関わる関係構築が重要と考えます。
- (2) 食料品の配付だけにとどまらず、子どもの入学式用スーツ、ベビーカー、中高生の参考書など、様々な物品の提供を通じて困窮する子どもや家庭を見つけ出し、交流や相談の機会につなげるなど、地域における困窮者支援のハブ機能を担うフードパントリーの構築を目指すべきと考えます。

④ 睦大学

高齢者の生きがいがいづくりの推進、誰もが気軽に集える居場所づくりとなっている睦大学は、市民が楽しく学習して元気にいきいき暮らすことを目的としていることから、市民参加及び協働の実施が重要と考えます。

趣味の教室に参加しやすい環境づくりを推進するため、地域介護予防活動支援事業、福祉バス運行事業により取り組んでいる現況に対し、以下に示す事項を提言します。

- (1) 自家用車利用が困難な高齢者に配慮した趣味の教室開催を図るため、各地域の公民館等を活用した分散開催を具現化できる物的資源の模索が重要と考えます。
- (2) 分散開催が困難な趣味教室に対しては、現状の福祉バス運行の代替として、市民がいつでもアクセスできるように、スマホアプリを活用したA I オンデマンド型の自治体ライドシェアについて調査研究することが重要と考えます。

⑤ 民生委員との連携

民生委員・児童委員の欠員増は大きな課題であり、感染症流行時や災害時も支援体制が脆弱になる恐れがあることから、民生委員・児童委員の活動について、市民や関係機関の理解を高める支援や体制構築が重要と考えます。

そのため、民生委員・児童委員に欠員がなく、社会福祉の増進に努める社会奉仕を遂行していただくため、以下に示す事項を提言します。

- (1) 民生委員と福祉関係機関との情報共有を円滑に図るため、気象や地理的条件及び私的活動等に影響されない情報ツールを活用する体制構築が重要と考えます。

- (2) 地域の住民からは「民生委員は、何でもしてくれる人」として捉えられており、このことが民生委員の負担を高める要因の一つであると想定しています。そのため、民生委員の負担がどこにあるのかということを再検証し、本来の活動に専念できるよう負担を軽くしていくことが重要です。よって活動範囲や協力範囲を曖昧にせず、地域住民や学生との協働体制について、本市として議論を深めなければ、民生委員のなり手不足の解消につながらないと考えます。

⑥ 総合相談支援

一般財源 100% で予算執行されている滝沢市安心生活相談事業、特定財源 75%、一般財源 25% で予算計上されている令和 6 年度新規事業の重層的支援体制整備事業により取り組んでいる現況に対し、複合的な困りごとへの対応が可能な相談窓口が必要と考えることから、適正な予算措置を図り、検討することが重要と考えます。

そのため、以下に示す事項を提言します。

- (1) 包括的な支援体制を整備する手法の一つとして、本市による相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施するため、市民の願いや課題把握に重点を置いた体制構築が重要と考えます。
- (2) 複数存在する窓口について、市民目線に基づく体制の在り方の体制を調査研究することが重要と考えます。